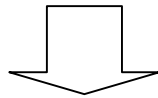


月 日	内 容
7月24日	第1回協議会開催、 <u>国民保護計画(素案)による諮問</u>
8月 3日	<u>協議会委員に対する意見・修正の依頼</u> (メール・郵送)
8月上旬	国民保護計画資料編用情報収集整理開始 12月下旬まで
8月25日	協議会委員からの意見・修正による素案修正 9月6日まで
9月 7日	<u>第1回北海道との事前相談</u> (上川合同庁舎)：電子データ提出
9月15日	国民保護計画作成における消防機関との要協議事項北海道通知
9月21日	<u>上富良野町国民保護計画消防機関との協議</u> (上川南部消防事務組合)
10月 4日	消防機関との協議回答書受理
10月12日	北海道モデル計画に関する共通整理事項一覧通知
10月25日	<u>町各部署国民保護計画(素案)修正意見等の依頼</u> (期限：11月6日)
10月16日	9月7日事前相談についての北海道からの回答
10月26日	10月16日事前相談回答に対する北海道への措置報告
10月27日	<u>第2回北海道との事前相談</u> (メールデータ送信)
11月 1日	10月27日事前相談についての北海道からの回答
11月 2日	11月1日事前相談回答に対する北海道への措置報告
11月 6日	町各部署修正の追加報告
11月 9日	<u>事前相談完了通知</u>
11月20日	第2回協議会開催、国民保護計画(案)による答申
11月20日	上富良野町の国民の保護に関する計画に係る <u>北海道知事協議</u>
以下予定	-----
11月27日頃	<u>北海道知事協議完了通知</u>
11月28日頃	<u>上富良野町国民保護計画決定</u>
11月下旬	議会報告用 上富良野町国民保護計画作成 (一部資料編含む)
12月 8日	議会総務文教常任委員会報告
12月14日	議会議員協議会報告
12月～1月	<u>上富良野町国民保護計画及び縮刷資料編を協議会委員に送付</u>

国民保護計画を作成する上で考慮した、地理的・社会的特性

活火山十勝岳をひかえ、火山災害への対策が必要な地域である。
原子力発電所、石油コンビナートが所在しない。
積雪寒冷な気候で、冬期間は通行止めになる道路がある。
内陸部に位置し、海岸線がない。
市街地に人口が集中し、郊外は散村過疎型の農業地帯である。
本町区域を含む富良野・美瑛地区は、国内・国際的な観光地域である。



このような地域特性を踏まえ、次の事項を重点的に記載

火山防災対策（上富良野町地域防災計画）との連携と整合
冬期間を意識した平素からの備え
（冬期間の訓練の検討、避難施設の指定は除雪体制や暖房設備を考慮）
地理的特性を踏まえた具体的な避難の留意点
避難手段として、自家用車の積極的な使用の検討
散村過疎を考慮した情報伝達と避難誘導
観光客等の滞在及び滞留者への配慮した対策

その他の特記事項

陸上自衛隊上富良野駐屯地、多田分屯地、陸上自衛隊上富良野中演習場などの自衛隊施設が所在する。

1 編 総 論

1 町の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、上富良野町の責務を明らかにするとともに、上富良野町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

町の責務及び町国民保護計画の位置づけ、町国民保護計画の構成、町国民保護計画の見直し、変更手続

2 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

基本的人権の尊重、国民の権利利益迅速な救済、情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、高齢者・障害者への配慮等、公共機関の自主性の尊重、国民保護従事者等の安全の確保

3 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における上富良野町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み

4 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき上富良野町の地理的、社会的特徴等について定める。

地形、気候、人口分布、道路の位置等、鉄道・空港の位置等、自衛隊施設等

5 町国民保護計画が対象とする事態

上富良野町国民保護計画においては、道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

武力攻撃事態と緊急対処事態

2 編 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

町における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練

2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

避難に関する基本的事項、避難実施要領のパターンの作成、救援に関する基本的事項、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等、避難施設の指定への協力、生活関連等施設の把握等

3 物資及び資材の備蓄、整備

上富良野町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

町における備蓄、町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

4 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

国民保護措置に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

3 編 武力攻撃事態等への対処

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、上富良野町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、上富良野町の初動体制について定める。

事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

2 上富良野町対策本部の設置等

上富良野町対策本部を迅速に設置するため、上富良野町対策本部を設置する場合の手順や上富良野町対策本部の組織、機能等について定める。

町対策本部の設置、通信の確保

3 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機

関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と上富良野町との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

国・道の対策本部との連携、知事・指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、町の行う応援等、ボランティア団体等に対する支援等、住民への協力要請

4 警報及び避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

警報の伝達等、避難住民の誘導等

5 救援

上富良野町長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を上富良野町長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について定める。

救援の実施、関係機関との連携、救援の内容

6 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

7 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとでの活動、自らの判断に基づく退避の指示や警戒区域の設定、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設への対処、NBC攻撃による災害への対処について、必要な事項について定める。

武力攻撃災害への対処、応急措置等、生活関連等施設における災害への対処等、NBC攻撃による災害への対処等

8 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

被災情報の収集手段と報告方法

9 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

保健衛生の確保、廃棄物の処理

10 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保

11 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

特殊標章及び身分証明書

4 編 復旧等

1 応急の復旧

その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

基本的考え方、公共的施設の応急の復旧

2 武力攻撃災害の復旧

その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

国の指針に従った道との連携

3 国民保護措置に要した費用の支弁等

上富良野町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

国民保護措置に要した費用の支弁・国への負担金の請求、損失補償及び損害補償、総合調整及び指示に係る損失の補てん

5 編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

原則として武力攻撃事態等への対処の準用することを定める。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

原則として武力攻撃事態等への対処の準用することを定める。

国民保護法における町事務一覧

(上富良野町)

整理番号	項目	条文	該当箇所(ページ・行)
1	国民保護措置を実施するにあたっての国・指定公共機関等との連携協力義務	第3条第4項	P3・15、P16・1、P41・1
2	国民保護措置を実施するにあたっての自主防災組織等に対する支援努力	第4条第3項	P3・22、P18・2、P44・2、P44・7
3	国民保護措置を実施するにあたっての権利救済手続等の迅速処理義務	第6条	P3・8、P15・2
4	日本赤十字社の自主性尊重義務	第7条第1項	P3・29
5	放送事業者である指定公共機関等の表現の自由配慮義務	第7条第2項	×
6	国民保護措置に関する国民への情報提供義務	第8条第1項	P3・12
7	適切な方法を用いた国民への情報提供努力	第8条第2項	P46・1
8	国民保護措置の包括的実施義務	第16条第1項	P1・8
9	市町村の委員会等による国民保護措置の包括的実施義務	第16条第2項	P1・8
10	都道府県知事等への包括的な国民保護措置要請が可能	第16条第4項	P41・16
11	都道府県知事に対する第11条第4項の規定による要請の求めが可能	第16条第5項	P41・21
12	他の市町村長等に対する応援要請が可能	第17条第1項	P42・14
13	他の市町村長等からの応援要請の応諾義務	第17条第1項	P43・13
14	都道府県知事等に対する応援要求が可能	第18条第1項	P42・19
15	他の地方公共団体への事務の委託が可能	第19条	P42・22
16	都道府県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めが可能	第20条第1項	P42・2
17	都道府県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、防衛庁長官への連絡が可能	第20条第2項	P42・2
18	指定公共機関等から労務・物資等の確保のために応援を求められた場合の応諾義務	第21条第2項	P43・19
19	指定公共機関等に対して国民保護措置の実施要請が可能	第21条第3項	P41・25
20	国民保護措置の実施に関する安全確保配慮義務	第22条	P4・1、P67・17、P69・12、P70・22、P72・11、P77・9
21	都道府県知事を経由して内閣総理大臣に対する市町村対策本部設置要請が可能	第26条第2項	P36・6
22	市町村対策本部の設置・運営義務	第27条第1項・第28条第1項・第6項	P35・4
23	市町村現地対策本部が設置可能	第28条第8項	P37・20
24	市町村対策本部長による総合調整が可能	第29条第5項	P39・14
25	都道府県対策本部長に対する総合調整の要請が可能	第29条第6項	P39・18
26	都道府県対策本部長に対する対策本部長の総合調整の要請の求めが可能	第29条第7項	P39・23
27	対策本部長等に対して総合調整に必要な情報提供要請が可能	第29条第8項・第9項	P39・26
28	市町村教育委員会への措置要求が可能	第29条第10項	P40・1
29	市町村対策本部なしでも各種措置が実施可能	第29条第11項	×
30	市町村対策本部の廃止義務	第30条	P40・6
31	市町村対策本部に関する条例の制定義務	第31条	×
32	市町村国民保護計画の策定義務	第35条第1項・第2項	P1・19
33	指定行政機関・都道府県及び他と市町村との計画の整合性確保努力	第35条第3項・第8項	P16・9
34	他の市町村長からの意見聴取義務	第35条第4項・第8項	×
35	都道府県知事との協議義務	第35条第5項・第8項	P2・17、P16・27
36	市町村国民保護計画の議会への報告及び公表義務	第35条第6項・第8項	P2・17
37	関係機関に対して市町村計画策定に必要な情報提供等の要請が可能	第35条第7項・第8項	×
38	市町村国民保護協議会の設置・運営義務	第39条	P5・(町の事務表-3)
39	市町村国民保護協議会に関する条例の制定義務	第40条第8項	×
40	国民保護措置の実施のために必要な組織・職員の服務基準等の整備義務	第41条	P12・3
41	訓練の実施努力	第42条第1項	P24・2
42	住民に対する訓練参加の要請が可能	第42条第3項	P24・16
43	住民等への警報発令・解除の通知義務	第47条第1項・第51条第2項	P45・6、P47・3
44	迅速な警報の伝達努力	第47条第2項	P46・1
45	住民等への避難の指示の伝達義務、迅速な伝達努力	第54条第4項	P48・6
46	避難住民の受入義務	第54条第6項・第58条第6項	×
47	避難実施要領の策定義務	第61条第1項・第2項	P49・2、P49・16
48	避難実施要領の住民等への伝達及び関係機関への通知義務	第61条第3項	P50・30
49	迅速な避難実施要領の伝達努力	第61条第4項	P50・32
50	避難住民の誘導義務	第62条第1項・第69条第2項	P51・2、P51・16、P54・7

整理番号	項目	条文	該当箇所(ページ・行)
51	消防組合の管理者又は長、委託を受けた地方公共団体の長に対する避難住民の誘導に必要な措置の要求	第62条第4項・第5項・第69条第2項	P52・4
52	避難住民の誘導の際の食品の給与等、必要な措置の努力義務	第62条第6項・第69条第2項	P52・18
53	警察官等による避難住民の誘導の要請	第63条第1項	P52・4
54	警察署長等に対する避難住民の誘導の実施状況に関する情報提供の要求	第64条第2項	×
55	警察署長等に対する避難住民の生命又は身体の保護のために必要な措置の要請	第64条第3項	×
56	自己の管理する病院等に入院・滞在している高齢者等に対する避難の際の配慮努力	第65条	×
57	避難時における危険防止のための警告又は指示が可能	第66条第1項	P53・12
58	避難住民の復帰のために必要な措置を講ずる義務	第69条第1項	P53・30
59	避難住民その他の者に対する協力要請が可能	第70条第1項	P52・14
60	避難住民の誘導に協力する者の安全確保義務	第70条第2項	×
61	指定公共機関等に対する避難住民の運送を求めることが可能	第71条第1項	P53・23
62	求めに応じない指定地方公共機関について都道府県対策本部長にその旨通知可能	第72条	P53・26
63	都道府県知事が実施する救援を補助する義務	第76条第2項	P57・23
64	指定公共機関等に対する緊急物資の運送を求めることが可能	第79条第1項	P58・13
65	求めに応じない指定公共機関について対策本部長にその旨通知可能	第79条第2項	P58・15
66	安否情報の収集・整理努力	第94条第1項	P64・7
67	安否情報の都道府県知事への報告義務	第94条第1項	P65・10
68	安否情報の照会に対する速やかな回答義務	第95条第1項	P65・27
69	安否情報回答の際の個人情報保護留意義務	第95条第2項	P66・5
70	日本赤十字社が行う外国人安否情報収集への協力義務	第96条第2項	P66・11
71	外国人安否情報収集への協力の際の個人情報保護留意義務	第96条第3項	P66・14
72	武力攻撃災害への対処に関する措置の包括的実施義務	第97条第2項	P67・8
73	都道府県知事に対して武力攻撃災害への対処に関する措置の国への要請を求めることが可能	第97条第6項	P67・11
74	消防における武力攻撃災害の防除及び軽減義務	第97条第7項	P71・10
75	武力攻撃災害に関する通報の都道府県知事への通知義務	第98条第3項	P67・25
76	住民等への緊急通報の通知義務	第100条第2項	P47・6
77	迅速な緊急通報の伝達努力	第100条第2項	P47・6
78	自己の管理する生活関連等施設に関する安全確保措置の実施義務	第102条第3項	p73・13
79	生活関連等施設の安全確保措置のために都道府県警察、消防機関等に支援を求めることが可能	第102条第4項	P73・16
80	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置の実施義務	第103条第1項	P73・21
81	危険物質等の取扱者に対して警備強化を求めることが可能	第103条第2項	P74・16
82	危険物質等の取扱者に対して廃棄命令等が可能	第103条第3項	P74・14
83	危険物質等の取扱者に対して報告を求めることが可能	第103条第4項	P74・20
84	石油コンビナートに関する異常現象の都道府県知事、石油コンビナート等防災本部、関係機関への通報義務	第104条	×
85	コンビナート災害に関する応急措置の概要等に関する石油コンビナート等防災本部への報告義務	第104条	×
86	武力攻撃原子力災害を認知した場合の指定行政機関の長への通報義務	第105条第3項	×
87	武力攻撃原子力災害に対する応急対策の実施義務	第105条第13項	×
88	武力攻撃原子力災害に対する事後対策の実施義務	第105条第13項	×
89	応急対策等を講じる者に関する安全確保配慮義務	第105条第15項	×
90	放射性物質等による汚染の拡大を防止するために必要な措置を行うことが可能	第108条第1項・第2項	P76・26
91	放射性物質等による汚染の拡大防止措置のために立入検査を実施可能	第109条第1項・第2項・第3項	×
92	災害を拡大させるおそれのある物件に対する除去等の指示が可能	第111条第1項	P76・26
93	退避指示が可能	第112条第1項	P69・4
94	退避の指示をする際、退避先の指示が可能	第112条第2項	×
95	退避の指示の都道府県知事への通知義務	第112条第3項	P69・5
96	退避の必要がなくなった場合の公示及び都道府県知事への通知義務	第112条第4項	P69・8
97	警察官等が退避の指示を行った旨の通知を受けた場合の都道府県知事への通知義務	第112条第9項	×
98	武力攻撃災害への対処措置のため土地の一時使用等が可能	第113条第1項	P70・34
99	武力攻撃災害への対処措置のため工作物等の除去が可能	第113条第2項	P71・2
100	武力攻撃災害への対処措置のために除去した工作物等の保管義務	第113条第2項	P71・3
101	警戒区域の設定及び同区域からの退去命令等が可能	第114条第1項	P70・13

整理番号	項目	条文	該当箇所(ページ・行)
102	武力攻撃災害への対処処置について住民に協力要請が可能	第115条第1項	P44・22
103	武力攻撃災害への対処措置に協力する住民に関する安全確保配慮義務	第115条第2項	P44・22
104	健康保持・環境衛生確保のために住民に対して協力を要請することが可能	第123条第1項	P44・22
105	健康保持・環境衛生確保のために協力する住民の安全確保配慮義務	第123条第2項	P44・22
106	廃棄物処理の特例基準に基づいて業者に廃棄物の処理を行わせることが可能	第124条第3項	P80・3
107	特例基準に適合しない業者に対する是正指示が可能	第124条第4項	P80・7
108	被災情報の収集努力	第126条第1項	P78・5
109	被災情報の都道府県知事への報告義務	第127条第1項	P78・14
110	生活物資の価格高騰等に対する適切な措置の実施義務	第129条	P81・4
111	水道事業等を行っている場合における水の安定供給義務	第134条第2項	P81・21
112	自己の管理する施設等に関する応急復旧の義務	第139条	P84・2
113	都道府県知事等に応急復旧の支援を求めることが可能	第140条	P84・15
114	武力攻撃災害の復旧義務	第141条	P85・1
115	物資・施設等について備蓄、確保、点検等を実施する義務	第142条	P29・5
116	他区域からの避難住民を受け入れた際の備蓄物資等の供給義務	第143条	×
117	備蓄物資が不足する際の都道府県知事に対する供給要請が可能	第144条	×
118	国民保護措置に必要な物資・施設等についての備蓄・点検等の義務	第145条	P29・11、P29・27
119	備蓄物資等の供給に関する他の市町村等との相互協力に向けた努力	第147条	P29・24
120	避難施設の廃止等に関する都道府県知事への届出義務	第149条	×
121	国民保護措置に必要な職員の派遣を指定行政機関の長等に対して要請することが可能	第151条第1項・第2項	P43・2
122	指定行政機関の長等への職員の派遣要請は都道府県知事を経由	第151条第3項	P43・7
123	都道府県知事に対して職員派遣のあっせんを求めることが可能	第152条第1項・第2項	P43・8
124	職員派遣の要請・あっせんがあった場合の職員派遣義務	第153条	P43・14
125	電気通信事業者の設備等を利用可能	第156条	×
126	国民保護措置を行う職員・警察官等に対する特殊標章等の交付・使用許可等が可能	第158条第2項・第3項	P83・1
127	損失補償の実施義務	第159条第1項	P86・2
128	損害補償の実施義務	第160条第1項	P86・6
129	武力攻撃災害による被災者に対する地方税の減免等が可能	第162条第2項	P81・16
130	自己の所有する財産等の無償貸付等が可能	第163条第2項	×
131	応援を受けた場合の費用支弁義務	第165条第1項	×
132	応援する地方公共団体に対して応援費用の一時立て替え支弁を求めることが可能	第165条第2項	×
133	国民保護法で定める費用の負担義務	第168条第1項・第3項	×
134	地方債の特例的発行が可能	第170条第1項	×
135	緊急対処保護措置を実施するにあたっての国・指定公共機関等との連携協力義務	第172条第4項	P87・2
136	緊急対処保護措置を実施するにあたっての自主防災組織等に対する支援努力	第173条第3項	P87・2
137	緊急対処保護措置を実施するにあたっての権利救済手続等の迅速処理義務	第175条	P87・2
138	緊急対処保護措置の包括的实施義務	第178条第1項	P87・2
139	市町村の委員会等による緊急対処保護措置の包括的实施義務	第178条第2項	P87・2
140	都道府県知事等への包括的な緊急対処保護措置要請が可能	第178条第3項	P87・2
141	緊急対処保護措置についての安全確保配慮義務	第180条	P87・2
142	緊急対処保護措置に関する事項の国民保護計画への記載義務	第182条第2項	×
143	緊急対処事態の対処に関する様々な措置の実施義務等	第183条	P87・2

国民の保護に関する基本指針における町事務一覧

(上富良野町)

整理番号	項目	章	節	項	目	該当箇所(ページ・行)
1	国の方針に基づき国民保護措置の実施等を行う	1	0	0	0	P1・8
2	国民保護法・国民保護計画等に基づき国民保護措置の実施に万全を期する	1	0	0	0	P1・8
3	基本的人権を尊重する	1	0	1	0	P3・4
4	国民の権利利益の迅速な救済のために必要な体制確保に努める	1	0	2	0	P3・8、P15・1
5	国に準じて適切な文書管理を行う	1	0	2	0	P15・19
6	国民に対して正確な情報を適時・適切に提供する	1	0	3	0	P3・12
7	適切な広報手段の活用して迅速な情報提供に努める	1	0	3	0	×
8	高齢者・外国人等に対する情報提供体制の整備に努める	1	0	3	0	P20・9
9	国・都道府県の対策本部と連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する	1	0	4	1	P41・7
10	平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める	1	0	4	2	P3・15、P16・6
11	緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の整備に努める	1	0	4	2	×
12	平素から自衛隊との連携体制を構築する	1	0	4	3	×
13	自衛隊との共同訓練の実施等に努める	1	0	4	3	P24・5
14	国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める場合、都道府県知事に国民保護等派遣の要請を行うよう求める	1	0	4	3	P42・2
15	通信の途絶等により、都道府県知事に国民保護等派遣の要請を行うよう求めることができない場合、防衛庁長官に連絡する	1	0	4	3	P42・4
16	国民保護措置について国民の自発的な協力が得られるよう努める	1	0	5	1	P3・18
17	自主防災組織等の活性化・充実を図る	1	0	5	2	P3・22、P18・2
18	自主防災組織等による訓練を促進するよう努める	1	0	5	2	P18・6
19	自主防災組織の施設・設備の充実に努める	1	0	5	2	P18・6
20	平素からボランティア関係団体との連携等を図る	1	0	5	3	P18・8
21	ボランティア受入体制の確保等に努める	1	0	5	3	P44・11
22	ボランティアの効果的な活用、ボランティアセンターの円滑な運営への配慮等を行う	1	0	5	3	P44・11
23	日本赤十字社の自主性を尊重する	1	0	6	0	×
24	放送事業者である指定公共機関等の表現の自由に特に配慮する	1	0	6	0	×
25	国民保護の措置の実施にあたっては高齢者等に配慮する	1	0	7	0	P3・25
26	国民保護の措置の実施にあたっては国際人道法の的確な実施を確保する	1	0	7	0	P3・27
27	国と連携協力して国民保護措置実施者の安全確保に配慮する	1	0	8	0	P4・1
28	必要な情報の提供及び国民保護措置に従事する者の安全確保等を実施する	1	0	8	0	P4・1
29	運送事業者である指定公共機関の職員の安全を確保する	1	0	8	0	P4・2
30	国民保護措置への協力者の安全を確保する	1	0	8	0	P4・4、P44・24、P58・21
31	対策本部長の総合調整に基づく所要の措置の実施に努める	1	0	9	0	×
32	関係機関と連携しゲリラ攻撃等に対する適切な措置を実施する	2	1	2	2	P55・14、P68・16
33	関係機関と連携し化学剤攻撃に対して適切な措置を実施する	2	2	3	0	P76・22
34	国民保護措置を的確に実施するための体制を整備する	3	1	0	0	P12・4
35	人材の育成に努める	3	1	0	0	P23・15
36	24時間即応可能な体制の確保するよう努める	3	1	0	0	P12・18
37	国民保護対策本部の機能が確保されるための設備の整備等に努める	3	1	0	0	P35・4
38	国の指定を受けた場合には対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進する	3	2	5	0	P35・4
39	緊急の場合においては本部設置の有無にかかわらず適切な措置を実施する	3	2	5	0	×
40	警報の通知・伝達における適切な情報通信手段を活用する	4	1	1	2	P46・1
41	警報の通知・伝達先の連絡先・連絡方法等を国民保護計画へ記載する	4	1	1	2	P45・2
42	警報の住民への伝達は、原則としてサイレンを使用し、防災行政無線等により広く知らせる	4	1	1	2	P46・6
43	消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、各世帯等に警報の内容を伝達する	4	1	1	2	P46・15
44	警報の内容の伝達においては、高齢者、障害者、外国人等への伝達に配慮する	4	1	1	2	P46・32
45	警報の迅速・確実な伝達に必要な通信設備の整備等に努める	4	1	1	2	P19・1、P20・5
46	積雪時における住民避難については住民の健康管理等に配慮する	4	1	2	4	×
47	着上陸侵襲の際の大規模避難における混乱発生を防止するよう努める	4	1	2	4	×
48	着上陸侵襲の際の大規模避難における輸送力を確保するよう努める	4	1	2	4	×
49	ゲリラ攻撃等の際の適切な避難誘導を実施する	4	1	2	4	P55・2
50	ゲリラ攻撃等による武力攻撃災害の兆候を察知した場合において適切な措置を実施する	4	1	2	4	×
51	NBC攻撃の場合において避難誘導を行う職員等の安全を確保する	4	1	2	4	P77・9
52	避難の指示の迅速な住民への伝達に努める	4	1	3	1	P48・10
53	避難経路、避難手段の確保を図る	4	1	3	1	P50・3
54	避難住民の輸送手段確保のため運送事業者である指定公共機関等と連携を図る	4	1	3	1	P50・3
55	関係機関に対し避難の指示の迅速・確実な通知・伝達を行う	4	1	3	2	P48・12

整理番号	項目	章	節	項	目	該当箇所(ページ・行)
56	関係機関と意見交換を行い、消防庁作成のマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努める	4	1	4	1	P26・11
57	避難実施要領のパターンを作成する際は、高齢者、障害者等の避難方法、季節の別等に配慮する	4	1	4	1	P26・11
58	避難の指示があった場合、関係機関の意見を聴くとともに、避難実施要領を策定する	4	1	4	1	P49・2
59	避難実施要領策定の際、関係機関の意見聴取が迅速に行えるよう、あらかじめその方法を定めておく	4	1	4	1	×
60	避難実施要領の内容を住民等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく	4	1	4	1	×
61	平素から高齢者等の所在把握に努めるとともに、滞在している施設の管理者に対し、避難誘導の適切な実施に努めるよう要請する	4	1	4	1	×
62	避難実施要領を定めたときは、関係機関に通知する	4	1	4	2	P50・34
63	避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する	4	1	4	2	P50・31
64	避難先地域において住民の受入が完了するまで避難住民の誘導を行う	4	1	4	3	×
65	自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努める	4	1	4	3	P51・3
66	要避難地域にとどまる者に対して避難の指示に従うよう説得に努める	4	1	4	3	P52・32
67	避難住民に対し必要な情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮する	4	1	4	3	P53・1
68	病院等自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者である市町村は適切な避難誘導等を実施する	4	1	4	3	×
69	病院、診療所等に滞在している者の輸送手段を十分に確保できない場合は、都道府県等関係機関に協力を要請する	4	1	4	3	×
70	避難住民の誘導に必要な援助について、必要に応じ住民に協力を要請する	4	1	4	3	P52・14
71	十分な対応が困難な場合、警察署長等へ避難住民の誘導を要請する	4	1	4	4	P52・4
72	避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるために必要な措置を講ずる	4	1	4	7	P53・30
73	動物の保護等について国民保護計画に定めるよう努める	4	1	4	8	P53・5
74	指定都市の長は、都道府県に準じて救援を実施する	4	2	1	0	×
75	化学剤攻撃の際に消防機関は救急医療等を行うよう努める	4	2	5	3	P76・22
76	安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、平素から必要な準備に努める	4	2	6	1	P22・9
77	安否情報を収集し整理するよう努めるとともに都道府県知事に報告する	4	2	6	1	P64・7、P65・6、P65・10
78	不当目的以外の場合に安否情報の提供を行う	4	2	6	1	×
79	公益上特に必要がある場合等に詳細な安否情報の提供を行う	4	2	6	1	P65・32
80	指定行政機関等に安否情報収集協力を要請する場合には当該機関の自主的判断に留意する	4	2	6	2	P65・4
81	外国人安否情報収集について日本赤十字社に協力する	4	2	6	3	P66・11
82	外国人安否情報の提供を速やかに行うことができるよう整理しておく	4	2	6	3	P64・14
83	退避の指示等の措置を行う者等を国民保護計画で定める	4	3	1	0	P68・2
84	緊急通報の伝達は、警報の伝達に準じて行う。	4	3	2	0	P47・6
85	生活関連等施設の安全確保措置実施のあり方について定める	4	3	3	1	P27・18
86	自己の管理する生活関連等施設の安全確保措置を行う	4	3	3	1	P73・13
87	内閣総理大臣による生活関連等施設の安全確保措置が行われる場合に警備強化等の措置を関係機関と連携して行う	4	3	3	1	P75・15
88	必要に応じ危険物質等の取扱所の使用制限等の措置を講じる	4	3	3	1	P76・26
89	石油コンビナート等武力攻撃災害に対する必要な体制をとる	4	3	3	1	×
90	核攻撃の場合に消防機関は職員の安全を確保した上で救出等を行う	4	3	4	1	P76・4
91	核攻撃の場合に警戒区域の設定等の措置を講ずる	4	3	4	1	P75・9
92	生物剤攻撃の場合に消防機関は職員の安全を確保した上で汚染物質の検知等を行う	4	3	4	2	P76・9
93	生物剤攻撃の場合に警戒区域の設定等を行う	4	3	4	2	P75・9
94	化学剤攻撃の場合に消防機関は職員の安全を確保した上で汚染物質の検知等を行う	4	3	4	3	P76・22
95	化学剤攻撃の場合に警戒区域の設定等を行う	4	3	4	3	P75・9
96	被災市町村は、消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。	4	3	5	0	P71・6
97	必要に応じて国や他の地方公共団体等に応援を要請する	4	3	5	0	P71・19、P71・22
98	消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救助・救急活動の応援を行う	4	3	5	0	P72・1
99	避難先地域において良好な衛生状態を保つように努める	4	3	7	0	P79・5
100	避難先地域において高齢者等の健康状態に特に配慮する	4	3	7	0	P79・11
101	健康相談等を行う	4	3	7	0	P79・9
102	被災情報等を整理収集、提供するための体制の整備に努める	4	4	1	1	P19・19、P23・2
103	障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める	4	4	1	1	P19・15
104	情報のデータベース化等に努める	4	4	1	1	P20・4
105	被災情報の収集に努める	4	4	1	2	P78・5
106	都道府県知事に被災情報等の報告を行う	4	4	1	2	P78・11
107	被災情報の積極的な提供、関係機関との情報交換に努める	4	4	1	2	P37・1
108	非常通信体制の整備等を行う	4	4	2	1	P19・5

整理番号	項目	章	節	項	目	該当箇所(ページ・行)
109	災害時の情報通信手段の活用、通信設備の運用・管理、整備等を行う	4	4	2	1	P19・23
110	情報通信手段の機能確認、応急復旧等を行う	4	4	2	2	P40・17
111	混信対策に努める	4	4	2	2	P40・21
112	運送事業者である指定公共機関等の輸送力等の把握に努める	4	4	3	1	P27・7
113	避難住民等の運送体制の整備に努める	4	4	3	1	P27・2
114	運送事業者である指定公共機関等が運送の求めに応じやすい体制の整備に努める	4	4	3	1	P17・26
115	自ら避難住民等の運送を行うほか、運送事業者である指定公共機関等に運送を求める	4	4	3	2	P53・23、P58・13
116	道路管理者である市町村は交通規制等について住民に周知徹底を図る	4	4	4	1	P53・12
117	受入を希望する救援物資の把握・公表、仕分け等を行うよう努める	4	4	5	1	P44・18
118	必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口の設置等を行う	4	4	5	1	×
119	特殊標章等の交付等に関する要綱を作成する	4	4	6	0	P83・1
120	特殊標章等の意義等についての啓発に努める	4	4	6	0	P83・24
121	生活関連物資等の供給・価格動向の調査・監視等を行う	4	5	1	1	×
122	生活関連物資等の需給動向等について国民への迅速・的確な情報提供に努める	4	5	1	1	×
123	生活関連物資等の価格の安定等について相談窓口等の充実を図る	4	5	1	1	×
124	価格高騰が生じる場合においては物価統制に基づく措置等を実施する	4	5	1	1	×
125	被災児童等に対する教育に支障がないよう適切な措置を行う	4	5	1	6	P81・10
126	地域の実情に応じて雇用対策を実施するよう努める	4	5	1	6	×
127	必要に応じて税の減免等の措置を講ずる	4	5	1	6	P81・16
128	必要に応じて資金貸付等の措置を講ずる	4	5	1	6	×
129	避難住民等への支援措置について広報や相談窓口の設置を行う	4	5	1	6	×
130	ライフライン施設について代替性の確保に努める	4	5	2	1	P30・1
131	水道事業者等である市町村は水の安定供給に必要な措置を行う	4	5	2	2	P81・21
132	道路等の管理者である市町村は施設を適切に管理する	4	5	2	5	P81・25
133	応急の復旧のためあらかじめ体制等の整備に努める	4	5	3	1	×
134	武力攻撃災害発生後速やかに所管施設の応急の復旧等を行う	4	5	3	1	P84・7
135	情報通信施設に障害が発生した場合は応急の復旧等を行う	4	5	3	1	P84・11
136	必要に応じて応急復旧について都道府県知事等に支援を求める	4	5	3	1	P84・16
137	ライフライン事業者である都道府県はライフラインの被害把握等についてあらかじめ検討する	4	5	3	2	×
138	ライフライン事業者間の広域応援体制の整備に努める	4	5	3	2	×
139	道路管理者である市町村は輸送路確保に関する応急の復旧等のために必要な措置を講ずる	4	5	3	3	P84・23
140	港湾管理者である市町村は輸送路確保に関する応急の復旧等のために必要な措置を講ずる	4	5	3	3	P84・23
141	漁港管理者である市町村は輸送路確保に関する応急の復旧等のために必要な措置を講ずる	4	5	3	3	P84・23
142	空港管理者である市町村は輸送路確保に関する応急の復旧等のために必要な措置を講ずる	4	5	3	4	P84・23
143	迅速な復旧を目指すとともに、必要に応じ当面の復旧の方向を定める	4	6	0	0	P85・11
144	復旧にあたってはその対象となる施設の被害状況、当該被災した地域の地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する	4	6	0	0	×
145	迅速な復旧等のため関係資料等に関する整備等を行うよう努める	4	6	0	0	×
146	訓練を実施するよう努める	4	7	1	0	P24・2
147	訓練に当たっては防災訓練と有機的に連携させるよう配慮する	4	7	1	0	P24・17
148	訓練の際には必要に応じて住民に参加を要請する	4	7	1	0	P24・25
149	住民に訓練参加を要請する場合には住民が参加しやすい時期等になるよう努める	4	7	1	0	P24・25
150	防災用備品の備蓄量等の把握等に努める	4	7	2	0	×
151	武力攻撃事態等が長期化した場合の備蓄物資の確保体制の整備に努める	4	7	2	0	P29・24
152	必要な物資・資材の備蓄し、調達体制を整備する	4	7	2	0	P29・5
153	自己の管理する施設・設備の整備・点検を行う	4	7	2	0	P29・27
154	武力攻撃事態における国民保護措置に準じた緊急対処保護措置を行う	5	3	1	0	P87・5
155	緊急対処事態における警報の伝達・通知等を行う	5	3	2	0	P87・9
156	緊急対処事態における警報の伝達・通知等を行うため所要の事項を国民保護計画に定める	5	3	2	0	P87・3
157	国民保護計画の作成等にあたっては国民保護協議会の意見を尊重する	6	0	0	0	P2・14
158	国民保護計画の作成等にあたっては広く関係者の意見を求めるよう努める	6	0	0	0	P2・14

道国民保護計画における町国民保護計画の基準となる事項一覧

(上富良野町)

整理番号	項目	編	章	大項	項	該当箇所(ページ・行)
1	市町村の責務	1	4	0	2	P1・8
2	市町村の事務又は業務	1	4	0	4	P5・6
3	市町村の組織及び体制の整備	2	1	2	1	P12・3
4	市町村における通信の確保	2	1	4	0	P19・1
5	市町村における警報の伝達に必要な準備	2	1	5	3	P20・5
6	安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	2	1	5	5	P22・9
7	安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	2	1	5	5	P22・14
8	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	2	1	5	7	P23・1
9	避難実施要領のパターンの作成	2	2	0	7	P26・11
10	輸送体制の整備等	2	2	0	7	P27・1
11	市町村長が実施する救援	2	2	0	7	P26・17
12	市町村における平素からの備え	2	3	1	3	P27・19
13	市町村における物資及び資材の備蓄、整備	2	4	0	3	P29・4
14	市町村における国民保護に関する啓発	2	6	0	3	P31・1
15	初動体制の確立	3	1	0	4	P32・13
16	国民保護対策本部への移行	3	1	0	4	P33・25
17	知事等の措置	3	2	0	1	P33・19、P68・5、P69・24
18	市町村における通信の確保	3	2	0	2	P40・11
19	市町村長から防衛庁長官への連絡	3	3	0	4	P42・4
20	警報の通知又は伝達	3	4	1	2	P45・6
21	警報の伝達方法	3	4	1	2	P46・1
22	警報伝達のための体制整備	3	4	1	2	P46・22
23	警報の解除	3	4	1	2	P47・3
24	緊急通報の伝達	3	4	1	3	P47・6
25	市町村長の避難の指示の伝達等	3	4	2	2	P48・6
26	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	3	4	2	4	P55・1
27	市町村長による避難住民の誘導	3	4	2	5	P51・2
28	関係機関への避難住民の誘導の要請	3	4	2	5	P52・3
29	高齢者等への配慮	3	4	2	5	P52・24
30	避難実施要領の策定	3	4	2	7	P49・2、P50・30
31	避難実施要領の作成の際の主な留意事項	3	4	2	7	P49・16、P50・3
32	市町村との連携	3	5	0	2	P57・23
33	救援の内容	3	5	0	3	P58・23
34	市町村による安否情報の収集	3	6	0	5	P64・6
35	市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答	3	6	0	5	P65・15
36	消防等に関する指示	3	7	3	5	P71・6、P71・19、P72・1
37	市町村長による被災情報の報告等	3	8	0	0	P78・11
38	廃棄物処理の特例	3	9	0	2	P80・2
39	市町村による生活基盤等の確保	3	10	0	3	P81・20
40	応急の復旧の概要	4	1	0	1	P84・2
41	国に対する負担金の請求等	4	3	0	4	P85・19
42	損失補償及び損害補償	4	3	0	4	P86・1

町国民保護計画における法令・基本指針・道計画に定めのない事務一覧

(上富良野町)

整理番号	項目(記述の概要)	該当箇所(ページ・行)
1	地域実情への配慮	P4・5
2	収集・提供情報に気象情報を追加	P19・20、P25・11
3	厳冬期のボランティア活動への配慮	P44・16
4	上富良野町の实情に即した避難実施要領への配慮	P49・24
5	冬季間等の医療活動における気象情報の収集と適切な対応	P62・10



平成18年11月20日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄

上富良野町国民保護協議会

会長 尾 岸 孝 雄

上富良野町国民保護計画(案)について(答申)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第39条第3項の規定により、平成18年7月24日付けで諮問された上富良野町国民保護計画(素案)に関して、次のとおり答申します。

記

上富良野町国民保護計画(案)

添付資料：・上富良野町国民保護計画(案)のポイント

- ・上富良野町国民保護計画の概要
- ・法令等に規定する市町村事務の対応表
- ・諮問計画素案から答申計画案への修正変更箇所対比表

答 申

上富良野町国民保護計画
(案)

平成 年 月 日

上富良野町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	上富良野町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び上富良野町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	2
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	6
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	11
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	町における組織・体制の整備	12
1	町の各課等における平素の業務	12
2	町職員の参集基準等	12
3	消防機関の体制	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2	関係機関との連携体制の整備	16
1	基本的考え方	16
2	道との連携	16
3	近接市町村との連携	17
4	指定公共機関等との連携	17
5	ボランティア団体等に対する支援	18
第3	通信の確保	19
第4	情報収集・提供等の体制整備	19
1	基本的考え方	19
2	警報等の伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5	研修及び訓練	23
1	研修	23
2	訓練	24
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	26
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
5	避難施設の指定への協力	27
6	生活関連等施設の把握等	27

第3章	物資及び資材の備蓄、整備	29
1	町における備蓄	29
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	29
第4章	国民保護に関する啓発	31
1	国民保護措置に関する啓発	31
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	31
第3編	武力攻撃事態等への対処	32
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	32
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	34
第2章	町対策本部の設置等	35
1	町対策本部の設置	35
2	通信の確保	40
第3章	関係機関相互の連携	41
1	国・道の対策本部との連携	41
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	41
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	42
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	42
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	43
6	町の行う応援等	43
7	ボランティア団体等に対する支援等	44
8	住民への協力要請	44
第4章	警報及び避難の指示等	45
第1	警報の伝達等	45
1	警報の内容の伝達等	45
2	警報の内容の伝達方法	46
3	緊急通報の伝達及び通知	47
第2	避難住民の誘導等	48
1	避難の指示の通知・伝達	48
2	避難実施要領の策定	49
3	避難住民の誘導	51
第5章	救援	57
1	救援の実施	57
2	関係機関との連携	58
3	救援の内容	58
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	62
5	救援の際の物資の売渡し要請等	62
第6章	安否情報の収集・提供	64
1	安否情報の収集	64
2	道に対する報告	65
3	安否情報の照会に対する回答	65
4	日本赤十字社に対する協力	66

第7章	武力攻撃災害への対処	67
第1	武力攻撃災害への対処	67
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	67
2	武力攻撃災害の兆候の通報	67
第2	応急措置等	68
1	退避の指示	68
2	警戒区域の設定	69
3	応急公用負担等	70
4	消防に関する措置等	71
第3	生活関連等施設における災害への対処等	73
1	生活関連等施設の安全確保	73
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	73
第4	NBC攻撃による災害への対処等	75
1	NBC攻撃による災害への対処	75
第8章	被災情報の収集及び報告	78
第9章	保健衛生の確保その他の措置	79
1	保健衛生の確保	79
2	廃棄物の処理	80
第10章	国民生活の安定に関する措置	81
1	生活関連物資等の価格安定	81
2	避難住民等の生活安定等	81
3	生活基盤等の確保	81
第11章	特殊標章等の交付及び管理	82
第4編	復旧等	84
第1章	応急の復旧	84
1	基本的考え方	84
2	公共的施設の応急の復旧	84
第2章	武力攻撃災害の復旧	85
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	86
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	86
第5編	緊急処理事態への対処	87
1	緊急処理事態	87
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	87
資料編		別冊

本文省略